

京都府高体連登山専門部大会および合同練習会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する基本方針

1. 感染拡大防止策の概要

(1) 大会申込時の申合せ事項

- ①マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等の競技を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用する)
- ②こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。手洗いが難しいと思う生徒は、アルコール等の手指消毒剤を個人で用意すること
- ③他の参加者や役員等との距離(できるだけ2m以上、競技の特殊性や施設などの事情で困な場合も少なくとも1~2m)を確保すること
- ④大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑤感染防止のために決めた措置を遵守し、指示に従うこと
- ⑥本年度はすべての活動において無観客とする

(2) 大会会場で準備すべき事項

①手洗い場所

- ア「手洗いは30秒以上」等の指示をすること
 - イ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのタオルを各自用意させること
 - ウ 手洗いが難しいと思う生徒は、アルコール等の手指消毒剤を個人で用意すること
- ②更衣室、休憩・待機スペース
- ア 他の参加者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること

- イ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること
- ウ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること

③洗面所

- ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること
- イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示または指示すること
- ウ 「手洗いは30秒以上」等の指示をすること
- オ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルを各自用意させること

④飲食

- ア 本年度は登山大会では炊事審査を行わない。行動食や水分補給を取る場合、すべて個食黙食とする。
 - ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - ・飲食場所は広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること
- イ クライミング大会・講習会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、すべて個食黙食とする。
- ウ 飲料のペットボトル等の共用は厳に慎むこと

⑤会場

- ア 大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- イ 換気設備を適切に運転すること
- ウ 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- エ 本年度はすべての活動において無観客とする
- オ 怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置すること

⑥ゴミの廃棄

- ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、参加校の責任においてビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用すること
- イ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手指消毒すること、ゴミはすべて持ち帰らせること

(3) 大会当日の受付時の留意事項

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ②受付を行うスタッフには、マスクを着用させること

(4) 大会参加者への対応

①体調の確認

- ア 生徒と顧問等については、学校長の指示のもと、大会参加2週間前から各学校でグーグルフォームで健康チェック等をおこなう。大会当日に受付で誓約書を提出し、また、非接触型体温計等を活用し健康状況を報告すること。

また、大会当日の時程、出席生徒の行動記録や住所、連絡先(電話番号)については、各校で把握し、感染が判明した時点で速やかに連絡できる体制を整えておくこと

- イ 大会当日の非接触型体温計等を活用した体温確認(受付時の3密を回避するため自宅での検温も可とする)

- ウ 大会前2週間ににおける次の事項の有無(次の症状が数日間継続した時は、医療機関を受診すること。)

・平熱を超える発熱(おおむね37.5度以上)

・咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状

・だるさ・疲れやすい(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)

・嗅覚や味覚の異常

エ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

オ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接觸がある場合

カ 過去14日以内にクラスター発生施設への滞在歴がある場合

キ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接觸がある場合

②マスク等の準備

- ア 参加者がマスクを準備しているか確認すること

- イ 参加の受付、着替え、ミーティング、開会式、閉会式、表彰式等の運動を行っていない間については、マスクの着用を求める

③大会参加前後の留意事項

- ア 大会の前後のミーティング等においても、3つの密を避けること

- イ 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

(5) 競技上の留意点

①十分な距離の確保

- ア 運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること

- イ 登りがきつい場所では、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること

- ウ 登山行動時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること(感染予防の観点から、できるだけ2m以上、少なくとも1~2mの距離を空けることが適当である)

- ②運動中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

- ③タオルやペットボトル等の共用はしないこと

- ④飲みきれなかったスポーツドリンク等を捨てないこと。必ず持ち帰ること。

- ⑤登山大会のマスク着用について

- ア 登山行動のスタートからゴールまではマスク着用をもとめない。ただし、休憩時などには着用がのぞましい。

- イ 受付時からスタートまで、設営審査、知識テスト、天気図審査時、開閉会式には必ずマスクを着用する。

⑥クライミング時のマスク着用について

- ア クライミング大会では、競技開始から計時中のマスク着用がのぞましい。

- イ 受付時からスタートまで、アップ時、競技終了後、開閉会式には必ずマスクを着用する。

- ウ スポーツクライミング合同練習会も上記ア・イとする。

(6) 生徒が遵守すべき事項

- ①マスクを持参すること。(参加受付時、着替え時、ミーティング、開会式、閉会式、表彰式等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)

- ②こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。手洗いが難しいと思う生徒は、アルコール等の手指消毒剤を個人で用意すること
- ③他の参加者、主催者スタッフ等との距離はマスクをしていても(できるだけ2m以上、少なくとも1~2m)を確保すること
- ④大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑤感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑥大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、参加校の顧問を通じて、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ⑦大会の前後のミーティングにおいても、3つの密を避けること

2. コロナ感染者等への共通対応方針

(1) 感染者、濃厚接触者、感染疑い者、接触者(要観察者)の定義

- ①感染者
 - ・PCR検査(LAMP法、TMA法も含む。※以下同じ)、抗原定量検査または抗原定性検査で陽性と判定された者
 - ・感染者の発生日とは症状が出始めた日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。
- ②濃厚接触者と濃厚接触者周辺の検査対象となる者
 - ・濃厚接触者と濃厚接触者周辺の検査対象となる者は府立学校コロナ対応ガイドライン通知(8月31日)にもとづく。
 - (参考)新型コロナウイルスに関する一般向けQ&A(厚生労働省)における濃厚接触者の定義では、「感染が確認された方と近距離で接触あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方」とされており、距離の近さと時間の長さを重要な判断要素として、「必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合には濃厚接触者と考えられる。」とされている。
 - ・濃厚接触者の発生日とは感染者と接触した日とする。(複数日の場合は大会に最も近い日)
- ③感染疑い者
 - ・発熱(37.5°C以上)や風邪症状(咳、のどの痛み)、だるさや息苦さ、味覚や嗅覚の異常など健康チェック表シートにおけるチェック項目該当者または会場内の医師(看護師)により体調不調を認められた者を感染疑い者とする。ただし、健康チェック表シートにおけるチェック項目該当者であっても、次のア、イに該当するものは除く。
 - ア 医師や保健所等により感染者である可能性が低いと診断された場合
 - イ 全チェック項目のうち「同居家族や身近な知人で感染が疑われる方」のみの該当者であり、かつ感染が疑われる同居家族や身近な知人が以下のa~cの場合
 - a PCR検査または抗原定量検査(以下「PCR等検査」とう。)により陰性と判定された場合
 - b 医師や保健所等により感染者である可能性が低いと診断された場合
 - c 症状発症(発症日は含めない)の2日前から10日後までの期間に感染が疑われる同居家族や身近な知人と接触していない場合
 - ・感染疑い者の発生日とは、高体連登山専門部HPにある健康チェック表シートのチェック項目に該当があった日または医師(看護師)により体調不調を認められた日とする。(複数日の場合は大会に最も近い日)
- ④接触者(要観察者)
 - ・濃厚接触者の陰性判定前および経過観察期間(2週間)中に、当該濃厚接触者にマスクなしで接触したものなど、感染が疑われる者。

(2) 大会中止決定の判断基準

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況①～⑤となった場合には、京都府高体連、京都府高体連登山専門部など関係団体により大会中止を検討する。

- ①新型コロナウイルス感染症による辞退者や欠場者により出場選手予定数の25%を超える欠員が出た場合
- ②役員補助員等の欠員により大会運営に支障をきたす場合
- ③感染者の増加や医療状況のひっ迫など開催自治体の状況が悪化した場合
- ④競技会場や練習会場が利用できなくなり大会運営に支障をきたす場合

(3) 公式戦出場チームの参加判断基準

- ①チームとは、同一校の出場登録選手、監督および引率者とする。また、個人種目の場合も本人以外の出場登録

選手、監督 および引率者を含めてチームとみなす。

- ②生徒と顧問等で、大会参加2週間前からのグーグルフォームで健康チェックをおこなっていない者、宣誓書を提出できない者については、参加を辞退する。対象生徒顧問を除くチームの出場は可能とする。
- ③大会参加日に、陽性者、濃厚接触者、濃厚接触者周辺の検査対象となる者については、出場を辞退する。対象生徒顧問を除くチームの出場は可能とする。
- ④感染疑い者と接触者(要観察者)については、グーグルフォームで健康チェックで大会参加日までにチェック項目に該当しなければ特に制限しない。
- ⑤出場チームが所属する高等学校が臨時休校になっている場合は出場を認めない。
- ⑥チーム内に1名以上の新型コロナウイルス感染症対策責任者(監督等でも可)を置き、参加申込の際に報告する。新型コロナウイルス感染症対策責任者は、京都府高体連、京都府高体連登山専門部、保健所、保護者等との連絡調整を担うとともに、チーム内での感染者対応や感染防止対策徹底の役割を担うこと。

(4) 大会関係者の参加判断基準

- ①大会関係者とは、役員、補助員、競技団体関係者、開催自治体関係者、会場管理者等、会場に来場する全ての者をいう。なお、大会関係者には出場チームは含まない。
- ②大会参加日に、陽性者、濃厚接触者、濃厚接触者周辺の検査対象となる者については、出場を辞退する。
- ③感染疑い者と接触者(要観察者)については、グーグルフォームで健康チェックで大会参加日までにチェック項目に該当しなければ特に制限しない。
- ④大会役員が所属する高等学校が臨時休校になっている場合は参加を認めない。

(5) 感染者、濃厚接触者または感染疑い者となった場合の対応

- ①全ての大会参加者(出場チームおよび大会関係者を言う、以下同じ)は、大会期間中および大会参加前2週間以内から大会終了後2週間以内までの期間において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、高体連登山専門部専門部委員長に対して速やかに報告し、指示に従うこと。
- ②全ての大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について各自の責任で行うこと。特に感染者や濃厚接触者となった場合には公共交通機関やタクシーは利用できないため、移動手段を事前に想定しておくこと。
 - ア. 出場チーム
 - チームが参加辞退となった場合や一部選手の検査、療養または帰宅が必要となった場合等の移動手段について、学校関係者、保護者等と事前に検討しておくこと。
 - イ. 大会関係者
 - 参加辞退となった場合や大会途中で検査、療養または帰宅が必要となった場合等の移動手段について、学校関係者、京都府高体連登山専門部等と事前に検討しておくこと。
 - ③新型コロナウイルス感染症対策責任者は、参加する前に保護者やチーム関係者に対し、感染者等が発生した場合には、開催県における付き添いや開催県までの迎えが必要となる場合があることを周知徹底しておくこと。

(6) 大会中止や参加辞退等に伴う経費負担

- ①本基準に基づき大会中止または参加辞退となることに伴い、出場校(選手、監督ほかチーム関係者)や保護者、その他大会関係者が支払うPCR等検査料、治療費、宿舎キャンセル料、交通費などの経費については、京都府高体連登山専門部は負担しない。

(7) 感染者が出た場合および大会を中止する場合の報道対応

- ①大会参加者の中から感染者が出た場合には、報道発表の方法および内容について、京都府高体連、京都府高体連登山専門部、所属校校長および感染者滞在先自治体の保健部局と協議を行う。
- ②大会中止に関する発表については、新型コロナウイルス感染症が原因であっても、前述の協議の後、京都府高体連登山専門部が発表する。

(8) その他

- ①会場への移動等は各学校で責任をもって集団感染のリスク(3密の条件)を避けること
- ②今後、社会情勢が大きく変化し、通常の社会生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない。